

## 湯沢市ふるさと特産品募集要領

令和3年7月5日

(趣旨)

第1条 この要領は、湯沢市ふるさと納税推進事業実施要綱（平成27年度湯沢市告示第100号。以下「要綱」という。）に基き、寄附者へ贈呈するふるさと特産品の募集について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱において使用する例による。

(申請要件)

第3条 ふるさと特産品の登録申請が可能な地元事業者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税の滞納が無いこと。
- (2) 湯沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つものでないこと。

(登録要件)

第4条 ふるさと特産品は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 安定供給が見込める商品又はサービスであること。農産物など収穫時期等の事情により期間限定・数量限定で供給可能なものも含む。
- (2) 全国に発送が可能であること。
- (3) 受注した日から、概ね1週間以内に発送できるもの。ただし、受注生産や季節等により発送できる時期が限定されるものは除く。
- (4) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）や資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）でないこと。

(価格帯)

第5条 ふるさと特産品は、次の表に示すコースごとに募集し、各コース寄附金額の3割以内の調達価格のものとする。なお、Fコースの寄附金額については、1万円区切りに設定するものとする。

特産品コース		特産品の価格（税込）
A	寄附金額5千円コース	1,500円以内
B	寄附金額1万円コース	1,501円以上3,000円以内
G	寄附金額1万5千円コース	3,001円以上4,500円以内

H	寄附金額 2 万円コース	4,501 円以上 6,000 円以内
C	寄附金額 3 万円コース	6,001 円以上 9,000 円以内
D	寄附金額 5 万円コース	9,001 円以上 15,000 円以内
I	寄附金額 7 万円コース	15,001 円以上 21,000 円以内
E	寄附金額 10 万円コース	21,001 円以上 30,000 円以内
F	寄附金額が 10 万円を超えるコース	30,001 円以上

- (2) ふるさと特産品の調達価格には発送に必要な梱包費を含むが、送料は含まない。また、定期便等の複数回に分けて送付する品については、1 回あたりの特産品の価格が 1,501 円以上の特産品に限り、送料を市で負担する。
- (3) A コースに登録の特産品は、年間 500 セット以内を上限に受付できる特産品であること。
- (4) 1 事業者が登録できる特産品数は、合計 10 点までとし、各コースに申込みできる特産品は 3 点までとする。ただし、F コースへは 4 点以上申込むことができるものとする。
- (5) 前号の規定にかかわらず、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用したふるさと特産品（以下「CF 型ふるさと特産品」という。）の登録については、1 事業者が登録できる特産品数に制限はないものとする。

（登録申請の受付期間）

第 6 条 登録申請の受付期間（以下「正規の受付期間」という。）は、市が別に定める。ただし、市が必要と認めるときは、随時登録申請を受け付ける。

（登録申請方法）

第 7 条 ふるさと特産品の登録申請を希望するものは、次に掲げる書類（以下「登録申請書類」という。）を、市の指定する方法により提出すること。

- (1) 湯沢市ふるさと特産品登録申請書（様式第 1 号）
- (2) 市税の完納証明書（申請日前 3 か月以内に発行したもの）
- (3) 湯沢市ふるさと特産品登録申請にかかる商品紹介（商品等の判別がつく画像のカラー印刷物を添付）（様式第 2 号）

2 前項の規定にかかわらず、市長は前項の書類により確認できる事項を電子申請によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（登録決定）

第 8 条 市は、前条の申請があったときは、提出された書類に記載の内容が第 2 条及び第 3 条、第 4 条の規定を全て満たしているかを審査し、湯沢市ふるさと特産

品登録決定（却下）通知書（様式第3号）により地元事業者に通知する。

（登録金）

第9条 ふるさと特産品の登録が決定した地元事業者（以下、「登録事業者」という。）は、登録されたふるさと特産品1点につき3千円を、決定通知日から起算して2週間以内に市に納付しなければならない。ただし、市民生活の向上、地域課題の解決に資するふるさと特産品又はCF型ふるさと特産品であって、市が特に認める場合はこの限りでない。

（有効期間）

第10条 登録されたふるさと特産品の有効期間は、2年間とする。ただし、第6条ただし書の規定により正規の受付期間後に受付されたふるさと特産品の有効期間は、当該登録の日から正規の受付期間における登録の有効期間満了日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、CF型ふるさと特産品の有効期間は、登録日から当該プロジェクトの寄附者への発送が全て完了した日までとする。

（登録更新）

第11条 ふるさと特産品の登録更新を希望する登録事業者は、次の号に掲げる書類を、市の指定する方法により提出すること。

- (1) 湯沢市ふるさと特産品登録更新申請書（様式第4号）
- (2) 市税の完納証明書（申請日前3か月以内に発行したもの）

2 前項の規定にかかわらず、市長は前項の書類により確認できる事項を電子申請によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（紹介方法）

第12条 登録されたふるさと特産品は、ふるさと納税各種ポータルサイトやふるさと特産品カタログ（以下「カタログ」という。）で紹介する。ただし、カタログで紹介するのは、通年受付のできるふるさと特産品に限る。

2 登録されたCF型ふるさと特産品は、当該寄附の受付を行うポータルサイトや寄附受付の周知に係る資料等で紹介する。

（登録解除）

第13条 次の各号に該当する場合には、ふるさと特産品の登録を解除する。

- (1) 登録事業者が、湯沢市ふるさと特産品登録解除申請書（様式第5号）により解除を申し出たとき。
- (2) 登録事業者が、登録の更新を行わないとき。

(3) 第2条及び第3条、第4条に掲げる要件等を満たさなくなったとき。

(登録事項の変更)

第14条 ふるさと特産品の内容について登録申請書類の記載事項に変更があった場合は、次に掲げる書類を市に提出すること。

(1) 湯沢市ふるさと特産品変更申請書（様式第6号）

(2) 湯沢市ふるさと特産品登録申請にかかる商品紹介（商品等の判別がつく画像のカラー印刷物を添付）（様式第2号）

(その他)

2 前項の規定にかかわらず、市長は前項の書類により確認できる事項を電子申請によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

第15条 登録事業者は、次の各号について留意すること。

(1) ふるさと特産品の品質等に関して不備や不具合があった場合は、すみやかに対応し解決すること。なお、品質等に対する保証内容や商品又はサービスに対するクレームについて、市は一切の責任を負わない。

(2) 食品を取り扱う事業者は、食品衛生法などの関係法令を順守すること。

(3) 損害賠償が発生した場合は、責任を持って対応すること。

(4) 個人情報の取扱いについて、個人情報保護法及び湯沢市個人情報保護条例、湯沢市情報セキュリティポリシーの定めるところにより適正に管理するとともに、ふるさと特産品の送付以外の目的で使用しないこと。

附 則

この要領は、令和3年7月5日から施行する。